

修復歴の判断基準

〈修復歴及び骨格の基本定義〉

1. 下記の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。
2. 但し、小さな損傷は修復歴としない。また、骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は骨格としない。“溶接”にはリベット止め、接着剤止めで恒久的に取り付けられているものを含む。

No.	骨格部位	修復歴とするもの	修復歴としないもの
1	クロスメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの 3) 亀裂があるもの	①小さな凹み、亀裂又はその修理跡があるもの ②突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
2	サイドメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	①ラジエータコアサポートより前に位置する部分及びリヤエンドパネルより後に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③パンパステータ取付け部の小さな凹み又はその修理跡があるもの ④突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
3	インサイドパネル (フロント) ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①ラジエータコアサポートより前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②小さな凹み又はその修理跡があるもの
4	ピラー (フロント・ センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) スポット打ち直しがあるもの 3) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①一部外部に露出している部位に凹み又はその修理跡があるもの ②ボディサイドシルパネルの単体部品の交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの ③シートベルトの挟み込みによる凹み、ドアの開きすぎによるヒンジ部の凹み又はふくらみ、及びそれらの修理跡があるもの ④1BOX車等でルーフパネルからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部はピラーとしない ⑤小さな凹み又はその修理跡があるもの
5	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡のあるもの 3) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの	インナー部に小さな凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの	①突き上げ等による凹み、曲がり又はその修理跡があるもの ②小さな凹み、曲がり、破れ又はその修理跡があるもの
7	リヤフロア (トランクフロア)	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①リヤエンドパネル又はリヤフェンダ等の交換時に生じた損傷があるもの ②小さな凹み、破れ又はその修理跡があるもの ③スベアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み又はその修理跡があるもの

<細則>

- ①クランプ跡があっても左記基準に該当しない場合は、修復歴としない。
- ②修復歴の判断はボディ形状、構造（フレーム等）や損傷の度合い等により異なる場合がある。
- ③外部、外板を介さない損傷又はその修理跡があるものは修復歴としない。
- ④小さな損傷の大きさはカードサイズ（8.5cm × 5.4cm）とする。
- ⑤軽トラック等のモノコックボディとフレームの複合タイプの車両については、左記参照。
- ⑥フレーム車の取扱いについては、次の通りとする。

フレーム車の取扱い

クロスメンバーも含め原則、フレーム（C ランク）として取扱う。

ただし、トラック（SUV 系トラック除く）は、下表参照

- 1. 積載物等による損傷、修理跡は修復歴としない。
- 2. フレームに溶接接合されているブラケット類は、骨格としない。

骨格部位	修復歴とするもの	修復歴としないもの
クロスメンバー (リヤエンドクロスメンバーを除く) A ランク	(1) 交換されているもの (2) 交換を要する亀裂があるもの (3) 曲がり又はその修理跡があるもの	①凹み（大小を問わず）又はその修理跡 ②フック、ワイヤ等により交換を要しない亀裂又はその修理跡 ③リヤエンドクロスメンバー
フレーム C ランク	(1) 交換されているもの (2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	①フロントクロスメンバー前面より前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの（図※1） ②けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③改造、加工等による溶接処理跡があるもの ④リヤエンドクロスメンバー後面より後に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの（図※2）

(注) 上記修復歴としないものの修理跡は、価値減点10点を適用する。なお、修理を要するものは、実費減点とする。

【フレームの取扱い】

